

III. 研究ノート

1. スポーツの国際化と ナショナリズム・コマーシャルリズム

早川 武彦

スポーツの国際化が進む中で、その最先端を担う選手の側に何が起きているか。最近起こっている問題を項目的に整理・列挙してみよう。

まず、I. EUに見られるスポーツ選手の権利が複雑な関係におかれて来ていることである。それは、①出場枠をめぐる問題として国、地域の出場枠は「欧州連合（EU）法違反（読売96.2.11）」という訴訟が持ち上がってきたところに現れている。また、②外国人枠をめぐる問題として、欧州サッカー連盟が「外国人選手枠を撤廃」（朝日96.2.21）する措置を講じたことはスポーツ選手とナショナリズムの問題をもうちに含んだ新たな状況をもたらしている。

その意味でこの問題は、II. スポーツとナショナリズムに関わる問題としてあげられる①ワールドカップ誘致と日韓関係（朝日96.2.21）問題や、②外国人の国体参加問題（毎日95.12.13）の論議と関わらせる必要がある。

また、III. スポーツとコマーシャルリズムの問題も単に経済問題、金銭問題といったいわゆる商業主義の問題にとどまらず、背後に人権やナショナリズムの問題も潜んでいることを見なければならぬ。①ドーピング問題や②カラー柔道着問題はそうした観点で論議する必要がある。

スポーツの国際化は、「国家・国境」を越える広がりの意味するのだが、その反面、逆に「国家・国境」を意識する結果に行き着くことになり、何ともパラドキシカルな問題である。だが本格的な論議は他の機会に譲ることにする。ここでは主としてIの問題を「話題」として取り上げることにする。この問題を考えるには、「ヨーロッパ共

同体機構（EC）」と「スポーツ」の関係がどのようなになっているかを理解する必要がある。そこで以下では、1. 「ヨーロッパ共同体機構（EC）とスポーツ機構」の関係を整理し、2. そこに現れてきた問題を考えることにする。

1. 「ヨーロッパ共同体機構（EC）とスポーツ機構」

（1）ヨーロッパ共同体機構（EC）

主に3機構からなるCommission, Council of Ministers and the European Parliament

①コミッション：17名（大臣会議にて任命）からなる執行機関。共同体の計画を遂行する行政責任母胎。構成メンバーは23の理事会（Directorate General）に所属する。その主なものは、情報、コミュニケーション、文化理事会。

②大臣会議：コミッションが提出するCE法や行動計画の最終決定を行う機関。事務局担当国を“議長国”とし、任期6ヶ月間で各国持ち回り。

③ヨーロッパ議会：518議員で構成。うち81名は英国から選出。5年で改選。議会の主たる任務は、大臣会議に諮られる前の法案の読解。

④上記機構以外に独立した機構としてヨーロッパ司法裁判所、会計監査院、生活と労働に関するヨーロッパ基金、ヨーロッパ職業訓練促進センター、経済社会委員会その他姉妹委員会としてヨーロッパ規格委員会、ヨーロッパ電気技術規格委員会などがある。

⑤決定過程：省略

⑥ロビー活動：省略

⑦ EC問題のスポーツ組織への影響

(2) EUにおけるスポーツとヨーロッパ機構

①ヨーロッパ会議 (CE) : ヨーロッパ文化政府間機構

・スポーツに対する責任をもつ理事会=ヨーロッパスポーツ担当者会議 (三年毎) スポーツ政策と国際スポーツに生ずる問題を議論する。

②スポーツ振興常設委員会 (CDDS) :

スポーツ研究専門委員会とともにヨーロッパスポーツデータバンクによる研究計画、監視資料やスポーツ情報・資料を作成。

この情報は、情報センター (Clearing House: 1972) に送られ、そこで分析され、年4回の会報として構成国に送付される。

また二つの協約 (反ドーピング協約とイベント時の観衆暴力に関する協約) を採択し監視グループがその実施を見守る。

・CDDSは、スポーツ傷害・予防計画を完成させたが、同時にスポーツ経済インパクト、青少年とスポーツ倫理、新ヨーロッパスポーツ憲章をも書き加えた。

・CDDSは、中央・東ヨーロッパにおけるスポーツ管理行政のトレーニングプログラムにも関わっている。

③ヨーロッパ非政府スポーツ機構 (ENGSO) : 70年代初期に誕生した欧州国家スポーツ連合/代表者連合事務局長クラブが90年改称

・目的=各国スポーツ促進に関する情報の配信、スポーツ政治問題討議、スポーツ問題の共通の意見・立場の探求とその意見・立場のマーケティング。この機構は常設のEC作業グループ (ECLK) をおきスポーツの効果的な促進を見守る。

各ENGSOミーティングにおいて加盟国は最新のスポーツ促進に関する詳細な報告書を提出する。身体レクリエーション中央評議会 (CCPR) は英国がENGSOを代表する。会議は年二回開催する。

④ヨーロッパNOC連合 (AENOC) : 本連盟の目的は、全ヨーロッパにオリンピック理念、

スポーツによる青少年教育を普及することであり、研究、情報交換そしてIOCと協力して“オリンピックソリダリテ”をヨーロッパに普及することである。

1992年段階で45NOC。常任委員会においてオリンピック大会準備、マーケティング、技術協力、医科学問題、法律・報道問題、コミュニケーションなどを検討。また本連合は、各国特命大使や事務局長のための広範囲にわたるセミナーを組織。IOCと緊密な関係をとりながら新たなNOCを物心両面にわたって支援する。

・本連合は、またブリュッセルにあるECと組んで、ECならびにヨーロッパ会議 (CE) にちなみ、オリンピック運動推進のためのロビー外交として必要な行動をとる。1990年にはヨーロッパ青少年デー (EYOD) を創設。翌年から夏・冬大会を隔年で実施。また、『スポーツヨーロッパ』を発行。

⑤ヨーロッパスポーツ会議 (ESConference)

本会議は、冷戦下の70年代初頭に誕生。現在、いくつもの作業委員会からなる。ヨーロッパスポーツ憲章作成もその一つ。他に反ドーピング対策や科学研究協力委員会など。最近では、女性とスポーツ問題の検討、世界におけるヨーロッパの位置、青少年スポーツ並びに東西協力委員会など。常設局をおかず次回開催国がテーマを設定。

⑥国際スポーツ連盟総連合 (GAISF)

本連合は、ISFの国際的な規模の利益を考える。GAISFの主な目的は以下のようになっている。

・本連合の権威と自治を堅持する。

・加盟連盟間、及び他のあらゆるスポーツ組織間との緊密な関係を促進する。

・情報の収集、確認、普及。1983年には国際スポーツ運動の意思を宣言し、スポーツの基本的な価値や特に教育的な価値を強調した宣言文を作成。

毎年開催されるコンGRESは特別のテーマを用意する。オリンピック運動、女性とスポーツ、メディアなどが最近のもの。またAGISFニュー

スが回報として月刊で発行され加盟組織に送られる。1977年からモンテカルロに常設司令部が置かれている。

2. スポーツ選手の権利と欧州共同体（EU）の役割

（1）国、地域の出場枠は「欧州連合（EU）法違反」（読売96.2.11）

問題は以下のである。「1996年2月10日、柔道の国際大会で国や地方ごとの出場選手枠が決められているのは欧州連合（EU）法違反だとして、フランス国際大会（パリ）参加を逃したベルギーの女子が訴訟を起こし、裁判所はこのほど枠撤廃を支持する仮処分を下した」。訴えたベルギー選手は、女子52kg級の強豪だが、仏大会続く独大会は、他の2選手が選ばれた。「国際柔道連盟（IJF）の規定で両大会には欧州各国からは男女各総勢七人までしか出場できないなどとした出場枠」のためである。

だが、同選手は、EUの基本法である「ローマ条約」第59条をたてに訴訟を起こした。同59条は、「役務の自由移動」を保証している。これは、「市民は、EU域内どこでも自由に専門的活動を提供できる」。結果は、EU法を優先し、同選手の主張を地裁は支持したのである。

この決定の波及効果は大きい。EU法、一般にはEC法は、「国際法とも国内法とも異なる新しいタイプの法秩序、あるいは、国際法と国内法の混合形態である」。従って、EC法は、「ECの諸機関、ECの構成国、市民、企業に直接拘束力をもつ」（安江則子『ヨーロッパ市民権の誕生』丸善ライブラリー、1992）。もし、このEC法がこのままスポーツ界をも拘束することになれば、スポーツ大会そのものの運営に大きな混乱を招くことになるであろう。

問題の詳細は解らないので、この問題を論議する上でいくつか推量に基づくことになることは仕方ない。

この問題は、ヨーロッパ統合（EU）という、

今日の特殊ヨーロッパに生じている問題だが、スポーツの国際化が促進されるに従って、どこにでも起こってくるであろう問題でもある。ここに現れた問題を便宜的に整理してみると次のようになる。

- a. スポーツ選手とスポーツ組織の関係
- b. スポーツ選手と社会との関係
- c. スポーツ組織と社会との関係

だが、これらは相互に関係しあっているから、問題の解決には総合的な判断が要求されよう。

a. では、スポーツ組織の持つ権限と選手のそれとがどのような関係・構造になっているか、が問われよう。一般に、大会は、組織が運営しており、選手はスポーツ組織を通してそれに参加できる仕組みになっている。組織と選手とは契約関係にあるが、オーナーである組織に対し選手は非雇用者的で、権限はきわめて制限されている。選手は組織の定める規則内で自由な活動が容認されるにすぎない。逆に、スポーツ組織は、自らが定める規則内においてのみスポーツ選手の活動を認めるのであり、スポーツ選手の参加方法も一方的に決定する。この一方的な決定は、組織の運営・管理・防衛上に必要な条件を考慮してなされる場合がほとんどである。とはいえ、組織の独断と偏見が一人歩きし、個々の構成員つまり選手個々人の行動を強く制限することになる。従って、選手は組織に対して自己主張をすることが極度に困難な状況下におかれることになる。

b. では、スポーツ選手が一市民としての権利をスポーツの世界でも当然に行使することができかどうかを問うことになる。

c. は、個人でなく組織が、その置かれている社会との法的な力関係の問題として見ることになる。その点で、bとcの関係は「社会」という「場」で論議することになり、それぞれの社会的な位置づけを考慮した検討が必要となる。

今回の「訴訟」問題は、こうしたスポーツの世界における「個人と組織の関係」のあり方に内在している矛盾を「社会的な権利」を持ち込むことで、その解決への糸口を探ろうとする試みと見る

ことができる。

だが、これまでのように個人と組織が同一の社会・国家の上に存在しているのであれば個人は組織に吸収され、個人が組織に対し社会的権利を主張する根拠を明確にすることは難しかった。今回のこのケースは、「社会的な権利」が、「国家」と「ヨーロッパ共同体（EU）」との二重構造の上に成り立つことになり、どちらにプライオリティがあるのか、が問われることになり、従来とは異なって「社会的権利」が比較的容易に主張しやすくなったのである。

さらに、「国家」と「ヨーロッパ共同体」の二重構造は、従来の国際関係とも異なっている点に注目する必要がある。たとえば、国際連合のもとで作られる国際条約と国内法の関係のように、主権国家（の法）は、国連（の条約）に全て従属することはない。1989年に起こった中国の天安門事件に対して、それが人権問題でありながら、国連の権限は「主権国家」には及ばないのである。同じように、ユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」（1978）は、「スポーツの権利」を謳い、全世界の人々がスポーツに参加することができるよう、各国政府に促してはいるが、それが「憲章」であり、たとえそれが「条約」にまで及んだとしても、その受け入れは、各国政府の裁量に委ねることにならず、国内法を拘束することにはならない。

これに対し、ECとその加盟国の法規的関係は、先に見たように「国内法とEC法はかなり同等な関係」、あるいはそれ以上に「EC法が構成国の国内法に優先する」（安江『ヨーロッパ市民権の誕生』）関係に置かれており、「国家」の権限がEUによって制限されるようなことにもなっている。これは、ヨーロッパの「主権国家体系」がパワー・ポリティクスの変容によって「主権の共有」（a sharing of sovereignty）へとシフトしているからである（鴨武彦『ヨーロッパ統合』NHKブックス、1992）。

（2）欧州サッカー連盟が「移籍料・外国人枠」を撤廃

同じような問題として、②欧州サッカー連盟が「外国人選手枠を撤廃」（朝日 96.2.21）したことにも現れている。

この問題の経緯を簡単に見ておく。

＊1990：ベルギーのジャンマルク・ボスマン（31歳：FCリエージュ）は、同クラブの戦力外通告に対し、フランスのダンケルクへの移籍を望んだが、リエージュ側が移籍料を支払えないことから交渉が不成立。これを不服とし、欧州サッカー連盟（UEFA）とリエージュに対し「高額な移籍料は、移籍の機会を制限し、労働者の域内自由移動を保障するEU基本法に反する」として慰謝料請求の訴訟をリエージュ地裁に起こした。

＊1995.12.15：リエージュ地裁は判断を欧州司法裁判所に求め、同裁判所がベルギーのジャンマルク・ボスマン（FCリエージュ）の訴えを認めた。同時に「外国人は一試合三人までしか出場させない欧州サッカー連盟（UEFA）制度は、EU共同市場内での労働者の自由移動を保障するローマ条約第四八条の違反に当たる」とした。

＊1996.1.2：ベルギーのデハネ首相が「文化の一部であるスポーツへの厳格な法適用は疑問」とし、欧州連合条約（マーストリヒト条約）見直しの政府間協議（IGC）にかけるとした。これに対し、EUのファミルトン委員（競争政策担当）は「他の全ての産業同様、プロサッカーも共同市場ルールに従わなければならない」と判決を支持し、UEFAに制度改革を迫った。

＊1996.1.19：UEFA側はこの判決を黙殺。だが、EU委員会側は態度を硬化。UEFAと上部団体の国際サッカー連盟（FIFA）に、最後通告。「六週間以内に移籍料制度と外国人枠を撤廃しなければ、罰金を科す」とし、その額はUEFAの年間収入の一割以上を示唆。

＊1996.2.7：欧州サッカー連盟（UEFA）と欧州の有名クラブチームは、ジュネーブで会合を開き、「欧州裁判所が昨年12月に下した、プロサッカー選手の移籍料制度は違法だとする判決に従うことで基本合意した」

＊1996.2.19：欧州サッカー連盟（UEFA）

は、チーム外国人選手枠を撤廃することを決めた。
 *1996.3.5：欧州サッカー連盟（E U F A）は5日までに欧州連合（E U）欧州委員会に書簡を送り、昨年末の欧州裁判所判決に従い①外国人選手（E Uなど18カ国出身者）制限枠は即時廃止する②移籍料制度は（同18カ国内の）二国間にまたがる移籍では即時撤廃するが、国内移籍に関しては来シーズン末（97年5月）までの猶予期間を求める一の二点を表明した。

欧州委は、国内移籍料の問題、E Uと自由貿易協定を結ぶ東欧やアフリカの選手にも判決の効力が及ぶか、委員会法務部門でさらに検討するとした。

以上が、選手の移籍料制度および外国人出場枠撤廃に向けた動きである。これまで選手の不利益は、所属する組織・連盟の権威のもとで、ほとんど省みられなかったが、E Uという新たな超国家（トランスナショナル）の存在によって、外から国内や既存組織の抱えている問題を見直すことが可能となった。しかも、この種の問題は、広がりつつあるスポーツ選手のグローバル化にも内在しており、欧州連合（E U）・欧州委員会の見解は、欧州という一地域を越えた世界のスポーツ界に対するメッセージとして受け止められていく可能性が強い。

参考文献・資料：

- * Bill Swary, Brussels in Focus ; EC Access for Sport, The Sport Council, London, 1992
- * Laurnt Chabaud, Charles Dudognon et Didier Primault, LE SPORTIF ET LA COMMUNAUTE EUROPEENNE; Le 《statut social》 du sportif de haut niveau, Dalloz, 1993
- * 鴨武彦『ヨーロッパ統合』NHKブックス、1992
- * 安江則子『ヨーロッパ市民権の誕生』丸善ライブラリー、1992
- * 横山三四郎『超国家E C』講談社現代新書、1992
- * 『朝日新聞』1996.2.21付け

- * 『読売新聞』1996.2.11付け
- * 『読売新聞』1996.1.3付け
- * 『毎日新聞』1996.1.22付け
- * 『読売新聞』1996.2.1付け
- * 『読売新聞』1996.2.21付け
- * 『読売新聞』1996.3.5付け
- * 『読売新聞』1996.3.6付け
- * 『読売新聞』1996.3.7付け